
平成31年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第4日)

平成31年3月19日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成31年3月19日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第28号	須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第29号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第30号	須恵町税条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第31号	須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第32号	葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第33号	須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第34号	平成31年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 8	議案第35号	平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 9	議案第36号	平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第10	議案第37号	平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第11	議案第38号	平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第12	議案第39号	平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第13	発議第2号	須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
日程第14		委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第28号	須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第29号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第30号	須恵町税条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第31号	須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第32号	葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第33号	須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第34号	平成31年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 8	議案第35号	平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について

- 日程第 9 議案第 36 号 平成 31 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第 10 議案第 37 号 平成 31 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
 日程第 11 議案第 38 号 平成 31 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第 12 議案第 39 号 平成 31 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第 13 発議第 2 号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み
総 務 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
都市整備課長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。このメンバー最後の議会になりました。最後まで気を抜くことなくお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。

平成31年第1回定例会、議会運営委員会報告をいたします。

本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催し、議員発議須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を追加で上程する件について、慎重に協議をいたしました。協議の結果、日程第13、発議第2号として上程することになりましたことを御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第34号から議案第39号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 声が小さいな。御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） おはようございます。議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、人事院規則が平成31年2月1日に交付され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

2ページは、改め文でございます。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

本条例の第8条正規の勤務時間以外の時間における勤務について、第2項の次に、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める。この文言を追加し、第3項とするものです。これは条例に規則への委任事項を定

め、規則で超過勤務の上限等を定めるものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

審査の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 28 号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 28 号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 29 号

○議長（三角 良人） 日程第 2、議案第 29 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7 番、松山力弥君。

○議員（7 番 松山 力弥） 議案第 29 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査を報告いたします。

提案理由として、平成 31 年 4 月 1 日から、厚生労働省への職員派遣に伴い、東京都特別区の地域手当支給率を追加するため、当該条例の一部を変更する必要性が生じたので提案するものでございます。

2 ページは、改め文でございます。

3 ページをお願いします。

新旧対照表で説明いたします。本条例の第 9 条地域手当の規定について、ただし書きにより、東京都特別区の地域手当支給率を通常月額 6 % を 20 % とする旨の文言を追加するものでございます。

2 ページに戻っていただき、附則でこの条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案書1ページでございます。

提案理由は、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免範囲を拡大し、社会生活支援に供するため、当該条例の一部を改正する必要があるが生じたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、2ページの改め文で十分かと思いますが、3ページの新旧対照表で説明いたします。

第90条身体障がい者等に対する軽自動車税の減免第1項第1号中で年齢18歳未満の者を削除し、減免範囲を拡大するものでございます。

2ページにも戻っていただき、附則この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の18ページをお開きください。じゃないですね、済みません、私が間違えました。

1ページですね、そういうことでございます。

提案理由として、国民健康保険税の税率の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。個別の改正点の説明に入る前に、今回の改正についての全体を述べさせていただきます。

予算委員会等でも説明がありましたので御承知と思われませんが、県からの指示等により、課税額が増加します。それは7割、5割、2割の各軽減世帯も同様となっております。内容の構成は、いずれも基礎課税分において増加、後期高齢者支援分において減額、介護納付金においてほぼ横ばいです。もちろん低所得者への配慮はなされています。

昨今は、家族形態が多様化し、モデル家庭というものが、どこまで実情を反映しているか難しいのですが、想定した7つのモデルで例示しますと、最も軽減されている7割軽減世帯では、年間で9000円から2,700円の増となります。最も高額所得者となるケースでの増加額が年間で2万7,900円から7万8,700円です。あくまでモデルということですが、大変苦心したバランスの上で税額を設定していますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、4ページの新旧対照表をごらんください。

第4条から基礎課税額に係る改定です。第4条にて、所得割額を算定する税率を100分の8.4に改定、第6条にて均等割額を2万7,000円に改定、第6条の2では、平等割額を特定世帯以外の世帯を2万8,000円に改定、特定世帯を1万4,000円、特定継続世帯を2万1,000円に、それぞれ改定します。

次の5ページでございます。

第8条からは、後期高齢者支援金等課税額に係る改定です。第8条の2では、後期高齢者支援金分の平等割額を8,000円に改定、特定世帯を4,000円、特定継続世帯を6,000円に、それぞれ改定します。

次の第9条は、介護納付金課税額に係る改定で、所得割額を算定する税率を100分の2.1に改定します。

第24条の税の減免につきましては、第4項の文言の不備により、第4項を削除し、次の6ページになります、新たに第24条の2を追加するものでございます。

次の7ページでございます。

第25条第1号では、7割軽減世帯、第2号では5割軽減世帯について。

続く8ページ、同条第3号で、2割軽減世帯の各納税義務者を対象とした被保険者均等割額、世帯別平等割額から減税する額の改定を税率改定に伴い行うものです。数字はごらんのとおりとなっております。

3ページに戻ります。附則第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。第2項この条例の規定は、平成31年度以降の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までは従前の例による。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） ここで反対討論をいたします。皆様御存じのように、国保は毎年3,600万円前後が未済額としてとなっております。その未済額が平成12年から今までで、約3億円前後となっております。この試算でありますと、私は一般質問で言いましたけど、均等割赤ちゃんにも小学生にもかかるわけです、均等割が。そして、その試算で文教の委員長は数字を出さなかったけど、平均として5万円前後は上がると思われまう。

国保料が高いということで、全国の知事会が、1兆円の国も補助をしろよと、健保の保険と同じように、2倍今、国保は払っているわけです。高いんです。だから、この県の試算で、これは県も国も認めるんですが、赤字補填で6年間はやっていいということで、これは自治体に任せられておりますので、この値上げは認められません。よって、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論は、田ノ上君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 済みません、委員長が賛成討論をするのも何だと思いますが、私の報告でもございましたように、大変駆使したバランスの上で、税額を設定しているものでございます。ただいまの平均5万円上がると言っておりました、私は委員長報告の中で、そのようなことは一言も申し上げておりません。この条例案には賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに討論は。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 討論をさせていただきます。

県のほうから、国保税の提示がありまして、それをまかなうためには、ある程度の金額を上げる必要がありましたので、今回国保のほうでも、このような検討をさせていただきまして、低所得者に配慮した方向でバランスのよい形で上げさせていただいていると思います。

また、国保税が大変上がった感があるとは思いますが、国保の金額が皆さん、病院にかかる金

額が大変上がっておりまして、町のほうからも補助をいただいております、今回。そして、その件につきまして、この国保税を下げるためには、みんなが健康であること、そのために国保税をいかに下げていくかということを考えると、皆がどのような対策で、この病院にかからないようにするかということが、一番肝心であろうと思います。

今回の条例においては、低所得者にも配慮されておりますし、適格な条例のため、私たちは賛成をしたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに、これにて討論を終結します。

よって、議案第31号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例が、平成31年4月1日から施行されることに伴い当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

変更内容は、北筑昇華苑条例の一部を改正する条例により、火葬料が変更となり、それに伴い町の一部助成金額も変更するものでございます。

改正後、第1号で、10歳以上の火葬料4万円のうち2万円に第2号で10歳未満の火葬料2万円のうち1万円に、第3号で死産児の火葬料6,000円のうち3万円に改めるものでございます。済みません、6,000円のうち3,000円に改めるものでございます。

火葬処理回数の増加が見込まれること、また北筑昇華苑組合構成市町の助成金額を同一額にすることで、事務処理の軽減を図るものでございます。

2ページに戻りまして、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するとなっております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第３２号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３２号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第３２号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６．議案第３３号

○議長（三角 良人） 日程第６、議案第３３号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。７番、松山力弥君。

○議員（７番 松山 力弥） 議案第３３号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

提案理由は、水道法施行規則の一部を改正する省令が、平成３０年１２月２６日に交付され、平成３１年４月１日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

主な改正点として、水道布設工事監督者の資格基準である技術士法の規定による２次試験の選択科目から水道環境を削除するもので、技術士法施行規則及び水道法施行規則の改正に伴う条例の改正でございます。

続いて、新旧対照表にて説明いたします。３ページをお願いします。

第３条第１項第８号の改正で、改正前、選択科目である水道環境を上水道及び工業用水道に統合し、削除するものでございます。

２ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成３１年４月１日から施行する。経過措置として、この条例の施行前の水道環境を選択し、合格した者は、選択科目として上水道及び工業用水道選択したものとみなすものであります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第34号

日程第8. 議案第35号

日程第9. 議案第36号

日程第10. 議案第37号

日程第11. 議案第38号

日程第12. 議案第39号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出について日程第8、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第9、議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第10、議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第11、議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第12、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議長を除く議員全員による、予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算から、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月12日、13日、14日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億6,000万円と定める。第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債第2条、地方債は「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第4条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億3,300万円、須恵町多目的公園整備事業債3,750万円、庁舎非常用電源設備等整備事業債1億630万円、庁舎1階東側トイレ改修事業費事業債120万円、一般会計出資債390万円、道路改良事業債2,180万円、緊急防災減災事業債490万円、防災行政無線整備事業債4億270万円、須恵第三小学校校舎改修事業債6,420万円、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債230万円、以下起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

一般会計歳入歳出予算の総額89億6,000万円は、防災行政無線整備工事、庁舎非常用電源設備改修工事など防災対策関係予算が大きく上回ったことなどにより、対前年度比9億6,000万円、12%の増となりました。

主な歳入予算は、1款町税は29億4,107万5,000円、歳入全体の32.8%で、個人町民税3%、法人住民税6.6%、固定資産税0.8%の増と見込み、対前年度比1億759万9,000円、3.8%の増です。

9款地方交付税は、17億600万円、歳入全体の19%、1億3,900万円、7.5%の減。町税は増収傾向にありますので、その影響を見込んでいます。

13款国庫支出金は9億6,052万9,000円、歳入の10.7%で1億140万9,000円、11.8%の増です。施設型給付費、児童手当、障がい児施設措置費の国庫負担金の増によるものです。

14款県支出金は6億3,357万4,000円、歳入の7.1%で7,477万1,000円、13.4%の増です。これも国と同額の県負担金による増です。対前年度比較で大きく増加しているのは、17款繰入金2億5,000万1,000円、財政調整基金の繰入金の増によるものです。

20款町債5億3,330万円、防災行政無線整備事業債が大きな要因となっています。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の44.6%で、依存財源は55.4%です。町債が5億3,330万円増になったことにより、依存財源の割合を引き上げ、自主財源が1.4ポイント下がっています。

歳出ですが、歳出は事業別予算になり、大きく変わりました。節ごとの分類から事業ごとの約

400の事務事業の分類となっています。今後は事業別予算を総合計画行政評価とリンクし、事業コストと住民サービス向上のバランスをどうするか、行政経営の視点が求められることになります。

主なものとして、2款総務費13億3,397万2,000円は、歳出の14.9%で、窓口業務ほかの民間委託の包括業務委託料、多目的公園造成工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費などにより4億595万6,000円、43.7%の増です。

3款民生費35億985万2,000円は、歳出の39.2%で、国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療費療養給付負担金、障がい者支援費、自立支援給付費などにより2億941万4,000円、6.3%の増です。

4款衛生費8億7,469万5,000円は、歳出の9.8%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額で3,536万3,000円、3.9%の減です。

9款消防費7億6,028万5,000円は、歳出の8.5%で、防災行政無線整備工事請負費、災害対策費などにより3億8,435万6,000円、102.2%の増です。

10款教育費9億7,832万3,000円は、歳出の10.9%で、小学校の下水道接続工事請負費の減額で6,006万円、5.8%の減。

12款公債費5億5,608万7,000円は、歳出の6.2%、平成30年度で償還終了から5本、新たに14本が償還開始となります。償還終了した元金より、償還開始となる14本の元金が大きいため2,685万3,000円、5.1%の増となります。主にアザレア幼児園建設、須恵東中学校大規模改造第1期などが、平成31年度から償還開始となります。本年度実施します防災行政無線整備事業や、庁舎非常用電源設備等整備事業、さらにこれから教育施設等の改修が予定されており、起債額が増大する見込みです。償還額は現時点で6億円前後の元利償還が毎年続く見込みとなっています。

歳出の構成費は、義務的経費が39.4%で、前年度比3.6ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が9.7%で、防災対策予算で5.5ポイントの増、その他の経費が50.9%で1.8ポイントの減、前年度に比べ、投資的経費から5億2,600万円ほど増となっているため、義務的経費、その他の経費が低くなっています。

基金の状況ですが、30年度末の財政調整基金の見込み額が24億5,000万円、減災基金が2億8,000万円、当初予算のための平成31年度取り崩し予定額は5億円と見込んでいます。

質疑として、歳入において1款町税では、税の滞納繰り越し分の徴収について、町たばこ税減額の要因について、15款財産収入では、自然食普及センターふるさと納税売払収入について。

19款諸収入では、自動販売機売上収入の内訳について。

歳出において2款総務費では、高齢者運転免許自主返納支援タクシー利用助成金の概要について、年間タクシー事業助成金の概要について、オープンイノベーション事業の建築管理業務委託料について、包括業務委託料の臨時職員から、民間委託への移行経過、状況について、山の神区契約駐車場整備業務委託料について、須恵町PR事業について、オープンイノベーションセンターの機械警備委託料内装ほかリース料について、コミュニティバス運営事業費について、ふるさと応援寄附金の返礼品、寄附額のバランスについて、公有財産管理支援業務委託料の内容について、滞納整理指導員による効果について。

3款民生費では、福祉タクシー利用助成におけるICカードの検討について、臨時保育士、幼稚園教諭の待遇等について、児童遊園維持管理事業の修繕料の内容、砂場の管理について、待機児童の年齢別人数について、幼稚園、保育園の卒園児から小学校入学までの間の子ども預かりについて、地域子育て支援拠点事業の内容について。

4款衛生費では、風疹予防接種助成金の対象と助成額について、環境美化集積場監視人の委託経費について、浄化槽設置整備補助金について。

6款農林水産業費では、開発等による農地の宅地化、年間の転用面積について。

8款土木費では、須恵川の浚渫予定について、ブロック塀等撤去費補助金について、道路セクトバック用地の寄附等について、道路改良時の民地から側溝の接続方法検査について。

9款消防費では、木造戸建て住宅耐震改修補助金の公募について、行政区自主防災組織補助金について。

10款教育費では、中学校ランチサービスの注文方法の改善について等の質疑がございました。討論において、消費税10%を見込んでの予算であること、有資格者は正職員にすべきであるとの理由により、反対するとの反対討論がありました。

続いて、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,800万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。ことしの当初予算総額は、1人当たりの医療費の増により、保険給付費と県への納付金が増額となり、その対応のため、国保税収と繰入金を増額し、前年度と比較して金額で9,800万円、率で3.2%と予算規模が大きくなっています。

歳入では、1款国民健康保険税5億5,610万円、対前年度比較3,220万円の増額、予算の17.8%を占めます。

3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金、頭出しの1,000円で、震災による保険税の

減免に対する補助金です。

4 款県支出金 22 億 8,553 万 4,000 円は、医療費の支払いに充てるため、保険給付費等県交付金及び災害や景気変動等特別な事情が生じた場合交付される、財政安定化基金県交付金で予算の 73.1%。

5 款繰入金 2 億 8,485 万 6,000 円、対前年度比較 2,382 万 7,000 円の増額で、主に収支不足のその他、一般会計繰入金の増額によるもので、予算の 9.1%。

8 款町債 1,000 円は、保険給付増や保険税収納不足により財政不足となった場合の財政安定化基金貸付金です。

歳出では 1 款総務費 3,369 万 3,000 円、対前年度比較 162 万 1,000 円の減額、人件費の減が主なものです。

2 款保険給付費 22 億 6,610 万 5,000 円、対前年度比較 5,255 万 4,000 円の増額で、予算の 72.5%、1 人当たりの医療費が上昇していることによる増額です。

3 款国民健康保険事業費納付金 7 億 9,091 万 7,000 円で、予算の 25.3%、県全体の保険給付費について、国県等の公費で賄われない部分を県内市町村でわかち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6 款保険事業費 3,250 万 5,000 円、医療費抑制のため、新規保険事業による 3.5%の増となっています。

次に、議案第 36 号平成 31 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてです。

特別会計予算の 61 ページをお願いします。

歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 5,400 万円と定める。第 2 項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳入では、1 款後期高齢者医療保険料 2 億 5,580 万円、対前年度比較 10.7%の増額、3 款繰入金 9,814 万 2,000 円、対前年度比較 4.8%の増額は、人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当します、保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1 款総務費 954 万 8,000 円、対前年度比較 4.6%の増額は、職員 1 人分の人件費と、保険料納入通知書等の印刷製本費が主なものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 4,310 万 6,000 円、対前年度比較 8.9%の増です。

3 款諸支出金 105 万 1,000 円です。

以上、34 号から 36 号までの議案は、賛成多数で可決としています。

議案第 37 号平成 31 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算の 97 ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億1,700万円と定める。第2条地方債は第2表地方債による。

101ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,670万円、多々良川流域関連公共下水道分2億50万円、資本費平準化債公共下水道分7,690万円、資本費平準化債流域下水道分1,870万円、特別措置分4,580万円、公営企業会計適用債1,050万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で1,489万1,000円は、共用開始面積の増により157万円、11.8%の増、2款使用料及び手数料で、下水道使用料2億6,932万7,000円は、前年度実績による増を見込んで893万3,000円、3.4%の増。

3款国庫支出金で、下水道費国庫補助金1億300万円は、国庫補助に係る工事の減により1,800万円、14.9%の減。

5款繰入金で、一般会計繰入金3億2,008万2,000円は、1,300万3,000円、4.2%の増、下水道施設整備基金繰入金2,759万円は410万6,000円、13%の減で、平成27年度から30年度までの基金積み立てを、該当年度の31年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円で、前年度と同額です。

8款町債で、下水道事業債3億7,910万円は、第2表地方債で、管渠築造工事の減により6,740万円、15.1%の減です。

歳出では、1款総務費2億2,572万9,000円は、委託料の増により2,377万6,000円、11.8%の増。

2款下水道事業費4億339万7,000円は、管渠築造工事請負費の減により1億156万6,000円、20.1%の減。

3款公債費4億8,678万8,000円は、償還元金の増により1,148万8,000円、2.4%の増です。

質疑として、歳出において、1款総務費で下水道台帳システム保守委託料について、下水道展の参加について、2款下水道事業費で、農業集落排水から公共下水道へのつなぎ込み最終予定について、マンホールのかぶりについての質疑がありました。

議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の141ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,900万円と定める。第2条地方債は、第2表地方債による。

145ページ、第2表地方債です。

起債の目的下水道事業債、資本費平準化債限度額2,560万円、公営企業会計適用債400万円です。起債の方法、利率、償還の方法は起債のとおりです。

歳入では2款使用料及び手数料で、下水道使用料756万円は前年度実績による32万2,000円、4.4%の増。

3款国庫補助金で下水道費国庫補助金690万円は、本年度のみの計上です。

4款繰入金で一般会計繰入金5,493万円は127万8,000円、2.4%の増。

7款町債で下水道事業債2,960万円は550万円、22.8%の増です。

歳出では、1款総務費448万4,000円は、委託料の増により401万6,000円の増。

2款農業集落排水事業費2,984万2,000円は、委託料の増により812万7,000円、37.4%の増。

3款公債費6,416万9,000円は、償還元金の増により193万円、3.1%の増です。

別冊の水道事業会計予算書の3ページです。

議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書の3ページです。

第1条水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、給水戸数1万846戸、前年度比1.4%の増。年間総給水量268万9,038立方メートル、0.4%の増。年間有収水量254万1,141立方メートル、1.2%の増。1日平均給水量7,347立方メートル、0.2%の増。建設改良事業債1億3,777万8,000円、13.8%の減、これは給水施設改良事業の減によるものです。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は、第1款水道事業収益6億5,166万7,000円、前年度比0.6%の増、主なものは、営業収益のうち、給水申し込み加入金の増によるものです。

第2項営業外収益2,359万1,000円、2目長期前受け金の収益化については、会計処理上の計上される利益のため、現金収入は伴わないものです。支出は、第1款水道事業費5億9,673万1,000円、前年度比4.1%の増、第1項営業費用5億6,933万9,000円、4目総係費7,196万7,000円、1,561万3,000円の増、主なものは委託料において、水道管路管理システム構築業務委託料及びアセットマネジメント策定業務委託料を予算化したことによる増です。これは、中長期的な財政収支に基づき、現在の水道施設管路の更新等を計画的かつ効果的に実行し、将来も安定した水道事業を経営していくために必要なものです。

第2項営業外費用2,619万2,000円、第3項特別損失20万円、第4項予備費100万円。

4ページです。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,896万円は、損益勘定留保資金で補填する。収入は、第1款資本的収入3,600万円、前年度比2.9%の増、これは排水管等布設改良工事に伴う負担金の増です。支出は第1款資本的支出2億496万円、13.8%の減です。これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものです。

第2項企業債償還金6,718万2,000円は、前年をもって償還済みの企業債があったため1,074万5,000円の減です。第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費、1、職員給与費9,479万5,000円、人事異動により2.9%の増、公債費10万円です。第6条棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。

質疑では、収入において1款水道事業収益で給水申し込み加入金に伴う面整備について、支出においては1款水道事業費で、減価償却費の構築物の見込みについて、資本的支出でメーター器の購入、切りかえ予定についての質疑がありました。

以上、議案第37号から39号までの議案は、全員賛成で可決としております。

以上で報告を終わります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第34号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 平成31年度一般会計予算について反対討論をいたします。

消費税10%を見越しての予算が計上されておるということで、私は消費税はとめられると思っておりますので、反対いたします。

また、役場業務民間委託にも反対であります。30年から33年まで非正規の方229名ですね、この方をアウトソーシングするということで、予算のほうも補正予算のほうで増加が1億8,821万6,000円増の6億95万1,000円に補正になっております。

やはり地方公務員法にのっとって、正規職員をふやすべきであるという私の主張であります。民間業務委託は、ひいては正規職員の減少にもつながると思っております。一貫してこれは主張していきたいと、33年までの予定でアウトソーシングということでございますが、一貫して反対していきたいと思います。よって、反対いたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論は。——これにて討論を終結します。

よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第34号平成31年度須恵町一般会計

予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３５号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第３５号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３５号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第３５号平成３１年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３６号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第３６号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３６号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第３６号平成３１年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３７号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第３７号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３７号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第３７号平成３１年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３８号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第３８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３８号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第３８号平成３１年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３９号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第３９号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３９号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第３９号平成３１年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしとします。よって、暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。（発言する声あり）長いか15分にしようか、11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時07分休憩

午前11時14分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、発議第2号

○議長（三角 良人） 日程第13、発議第2号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。6番、田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） 発議第2号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

下記の提案理由に記載のとおり、町議会議員の政治活動について、規範を追加する必要性が生じたことによるものです。今まではジェントルマンシップといいますか、議員相互の良識を尊重することで済んでいたわけですが、そう単純ではなくなってきました。

3ページの新旧対照表で御説明します。

改正前の第2項が第3項に項ずれして、新たに第2項が追加されます。第3条第2項、議員は次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。第1号事実に基づかない発言、情報提供を公然としないこと。第2号嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、ハラスメント行為、その他、人権侵害なる行為をしないこと、また第4条を改正します。改正前の前条第1項との文言を改正後は、前条第1項及び第2項とします。全協での説明のとき、この部分の説明が抜けておりましたことをおわびします。大変失礼しました。これは、第3条第2項において追加された政治倫理基準が、第4条の規定に係ることを示す文言です。

2ページに戻ります。附則、この条例は公布の日から施行する。なお、この改正は議会議員にのみ該当するものです。また、この規定に違反することにより、須恵町政治倫理条例が想定しているような審査会や説明会の設置に該当することはないと思われます。

しかしながら、項ずれした第3条第3項に政治倫理に反する事実があるとの疑惑がもたれたときは、みずから速やかに疑惑の解明に当たるとともに、その責務を明らかにするよう努めなければならないとあり、続いて第4条には、前条第1項及び第2項の政治倫理に違反し、みずからそ

の責任を明らかにしないときは、議会は議会の品位と権威を保ち、町民の信頼に応えるため、適切な措置をとらなければならないと規定されていますので、違反の場合は、議員辞職勧告等の不名誉罰に至ることは想定されます。

以上、御審議方お願いします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） これ私のこと全協で言われて（「違うでしょ」「違いますよ」の声あり）それはそれでよろしいですが、私がお尋ねしたいのは、議員の発言、議会の発言を議長おられますが、申し上げますが、住民の代表の意見を趣旨が違うということで却下されましたが、議会というものは、やはり議論はいろいろ各自あります。それで。

○議長（三角 良人） 質問は何、質問。

○議員（1番 児玉 求） これは、このここに書かれている事実に基づかない発言、情報提供、公然としないことと。

○議長（三角 良人） ちょっと待て、却下します。この発言。討論にしてください、後で。ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） もう、須恵町には政治倫理条例がありますよね。そして懲罰動議も皆さんが、戒めというふうな形で対応をされております。しかし、議員の活動というものを議会の中で発言もさせん、停止させると、趣旨が違うというふうなことで停止させると。そういう議会をもっと開かれた議会にしくちやいかんと、私は非常に思います。はっきり申し上げて、須恵町は特異です。（笑声）ちょっと議長、注意してください。

○議長（三角 良人） いいやないです、いいです。

○議員（1番 児玉 求） 意見があるなら立って。

○議長（三角 良人） いらんこと。

○議員（1番 児玉 求） ですから、これ今の須恵町の政治倫理条例で十分であると、ここまで記載する必要はないと思います。反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論は、松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 賛成討論させていただきます。

これは、ここまで記載する必要のない、普通の常識のことですけれども、こういうことが再度ないように、私はこれを賛成とさせていただきます。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて討論を終結いたします。議員発議第2号について採決に入ります。発議第2号を提案どおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、発議第2号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで優良町村議会表彰、議員表彰、町村議会広報全国表彰の伝達式、並びに町長からの感謝状の贈呈式を行います。事務局長より紹介をさせていただきますので、受賞議員は名前を呼ばれたら前のほうにお願いいたします。

○事務局長（吉松 良徳） 失礼いたします。それでは、ただいまより伝達式を行います。

特別表彰、優良町村議会表彰。町村議会として、運営が他の範とするに足るもの、糟屋郡須恵町議会代表して三角良人議長お願いします。

○町長（平松 秀一） 表彰状、糟屋郡須恵町議会殿。貴議会は、地方自治の本旨に沿って議会運営の向上に努め、もって住民福祉を増進した功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会長、坂本東二郎。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 続きまして、全国町村議会議長会表彰。議会議長として、7年以上の在職者、三角良人議長。町長より伝達をお願いします。

○町長（平松 秀一） 表彰状、福岡県須恵町三角良人殿。あなたは町村議会議長として、多年にわたり地域の振興発展に寄与、貢献された功績は、まことに多大であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。おめでとうございます。

ます。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 次に、議会議員として、15年以上の在職者。まず、三角良人議長。

○町長（平松 秀一） 表彰状、福岡県須恵町三角良人殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 今村桂子副議長、前のほうにお願いいたします。議長より伝達お願いいたします。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町、今村桂子殿。以下同文です。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 次に、三上政義議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町、三上政義殿。以下同文。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 原野敏彦議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町、原野敏彦殿。以下同文です。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 合屋伸好議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町、合屋伸好殿。以下同文。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 続きまして、福岡県町村議会議長会表彰、議会議長として、7年以上の在職者、三角良人議長。

○町長（平松 秀一） 表彰状、糟屋郡須恵町議会議長、三角良人殿。貴殿は、町村議会議長として多年にわたり議会制度の向上と地方自治の振興、発展に貢献され、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会長、坂本東二郎。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 同じく、議会議員として、15年以上の在職者、三角良人議長。

○町長（平松 秀一） 表彰状、糟屋郡須恵町議会議長、三角良人殿。貴殿は、町村議会議員として、地方自治の振興、発展に貢献され大きな功績を残されましたので、これを表彰します。平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会長、坂本東二郎。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 次に、今村桂子副議長。議長より、伝達お願いいたします。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町議会副議長、今村桂子殿。以下同文。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 次に、三上政義議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町議会議員、三上政義殿。以下同文。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 原野敏彦議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町議会議員、原野敏彦殿。以下同文。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 合屋伸好議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町議会議員、合屋伸好殿。以下同文。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 次に、第33回町村議会広報全国コンクール表紙写真の部金賞、広報特別委員会を代表いたしまして、今村桂子委員長。

○議長（三角 良人） 表彰状、表紙写真賞金賞、福岡県須恵町議会殿。貴議会広報紙は、第33回町村議会広報全国コンクールにおいて当初の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。おめでとうございます。

○事務局長（吉松 良徳） 次に、町長からの感謝状の贈呈式を行います。総務課長の紹介をお願いします。

○総務課長（梅野 猛） 議員の皆様におかれましては、間もなく任期を全うされるわけですが、長い間、大変御苦労さまでございました。皆様の御尽力、御協力のおかげをもちまして、町行政がスムーズに運営できましたことに対しまして、この本会議場をお借りしまして、平松町長から議員の皆様へ感謝状を贈呈いたします。それでは、皆様を代表いたしまして、三角議長にお受け取りをお願いいたします。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議長、三角良人殿。あなたは、平成27年4月、本町議会議員に当選され、その職に精鋭され、自治行政発展のため尽くされた功績は、まことに偉大なものがあります。よって、ここに深く感謝の意をあらわします。平成31年3月19日、須恵町長、平松秀一。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） これで、伝達式を終了いたしますが、ここで、今期をもって勇退される議員の皆様へ御挨拶をお願いしたいと思いますので、前のほうをお願いいたします。まず、三角議長よりお願いいたします。柴田真人議員。原野敏彦議員、合屋伸好議員、前のほうをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 4期16年、うち2期8年を議長として努めさせていただきました。これも皆さん方の御協力のたまものと思います。何とかやってこれたのも、本当に皆さんのおかげだったと思います。これからもやめましても、いろいろと口出すことはありません。これからもよろしくをお願いします。

○議員（13番 柴田 真人） 皆さん、お世話になりました。5期20年、いろいろありました。執行部の皆さんには、ますます町のため、頑張ってもらいたいと思います。

また、今度選挙をされる皆さんは、しっかり頑張って上がってきて、本当に町のため一生懸命に頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議員（11番 原野 敏彦） 以下同文というわけには、こればかりはいかないようござい

